平成２２年（フ）第６１号
宮城県気仙沼市新浜町２丁目７番35号
債務者　前田　順子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第６２号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字峰畑47番地２
町営峰畑住宅38号
債務者　畠山　　登
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第６６５号
茨城県ひたちなか市大字武田839番地１　ソレイユコート101号、旧住所茨城県水戸市栄町２丁目６番40―101号　トリニティハウス水戸
債務者　齋藤　梨沙
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６６号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地187　礒崎コーポＢ棟201号
債務者　近江　貴章
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０８号
茨城県ひたちなか市小貫山２丁目１番地20
債務者　伊藤　武夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０９号
茨城県ひたちなか市小貫山２丁目１番地20
債務者　伊藤　友子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１３号
京都市伏見区久我石原町９番地の167
債務者　松下　純子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７２号
京都府長岡京市一里塚２番地　メゾン神足７―502
債務者　奥　　光一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８４号
京都市左京区一乗寺堂ノ前町13、住民票上の住所京都市左京区八瀬近衛町554番地３
債務者　上田千賀子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８５号
京都市山科区西野左義長町35番地14
債務者　大福　博己
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２００３号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　４棟501号
債務者　川畑　千歳
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２００６号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８向島団地６―２棟1004号
債務者　河野亜壽左
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１９号
京都市右京区鳴滝音戸山町８番地　宇多野病院１―１
債務者　大下美代子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６５号
兵庫県加古川市別府町宮田町27番地　リバティ別府203号
債務者　狩野　龍市
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７０号
兵庫県姫路市城北新町１丁目５番38号、従前の住所兵庫県姫路市元町89番地７
債務者　辻井　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７１号
兵庫県姫路市御国野町国分寺386番地１　グローバル御国野Ｅ110号室、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目453番地３　モアークレスト飾磨３―Ｂ
債務者　渡邉　一志
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８８４号
兵庫県たつの市揖保川町正條1054番地２
債務者　野々口美香
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部